

平成二十一年四月十日受領
答弁第二七〇号

内閣衆質一七一第二七〇号

平成二十一年四月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出介護福祉士試験の受験要件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出介護福祉士試験の受験要件に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「介護等」については、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二条第二項において、「身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと」と定義されている。

二について

介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するためには、最低でも三年の実務経験が必要であると考
えられたためである。